

女性農業者の方!

女性が働きやすい環境整備を
お考えの農業経営者の方!

農林水産省 補助事業で

各種取組に向けた費用を補助します

補助の対象となる活動

上限
50万円

1. 女性農業者グループの活動支援

① 女性農業者等のグループの立ち上げのための取組

- 例
- グループ活動の開始に向けた組織設計等の研修会の開催、講師派遣
 - 事業開始に向けた登記作成の支援
 - グループ活動の周知によるメンバーの募集
 - 協業者の探索、協業者との打ち合わせ、勉強会



② 女性グループ活動の開始、発展に向けた取組

- 例
- 6次化に向けた先進事例の調査
 - 商品の新規開発に向けた試作品の開発費用
 - 活動が活発な他地域女性農業者グループ活動の調査、視察
 - 他事業者との連携に向けた打ち合わせの開催



(イメージ)出典:埼玉県 加須地区女性農業者連絡協議会

補助の対象となる活動

上限
300万円

2. 女性が働きやすい環境整備に 向けた施設等の確保

① 託児スペースの確保

② 男女別トイレの確保

③ 更衣室の確保

④ 休憩スペースの確保

⑤ その他女性活躍に資するとマイファームが認める施設等の確保

*汎用性が高く女性活躍への効果が低いと考えられる農業機械等については対象から除きます



問い合わせ先

株式会社マイファーム [女性の農業活躍推進事務局]
〒108-0073 東京都港区三田二丁目14番5号フロントウ三田508号室

Mail : women@myfarm.co.jp

Tel : 03-6435-9675

\ 応募受付中/
2021

5/28(金)まで

事業の詳細情報は
こちらから

<https://myfarm.co.jp/women/katsuyaku/>



応募団体の要件

こちらの要件に該当する団体が、本事業の地域取組主体として応募することができます。

事業実施主体

- 1 市町村
- 2 農業協同組合
- 3 農業委員会
- 4 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- 5 土地改良区
- 6 民間団体
- 7 協議会（女性農業者グループ等を含む。）

要件

- 女性の新規就農者獲得や女性の定着を目的として事業を行うことが明確であり、本事業を行う意思及び具体的な計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 「女性農業者グループの活動支援」の事業については、5名以上の農業者※（女性1名以上を含む）がグループに所属すること、また、「女性が働きやすい環境整備に向けた施設等の確保」の事業においては、確保する施設等について5名以上の女性の利用者がいること。
- 過去3か年に、国庫補助事業において交付決定の取り消しがないこと。
- 協議会については、次に掲げる事項を協定、規約、規定等により定め、かつ、協議会の全ての構成員がこれに同意しているものとする。
 - (ア) 目的
 - (イ) 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局
 - (ウ) 意思決定の方法
 - (エ) 解散した場合の地位の継承者
 - (オ) 事務処理及び会計処理の方法
 - (カ) 会計監査及び事務監査の方法
 - (キ) その他、運営に関する必要な事項

※農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された方含む）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事の者とします。農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含みます。

（注1）：民間団体とは、民間企業、財団法人、社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人及び独立行政法人とします。

（注2）：複数の家族経営体により協議会を組成し応募する場合、協議会として応募主体となり得ます。

事業の詳細情報はこちらから

<https://myfarm.co.jp/women/katsuyaku/>



本事業は、農林水産省補助事業
農業労働力確保緊急支援事業のうち
女性の活躍推進対策として実施します。

問い合わせ先

株式会社マイファーム [女性の農業活躍推進事務局]

〒108-0073 東京都港区三田二丁目14番5号フロントウ三田508号室

Mail : women@myfarm.co.jp

Tel : 03-6435-9675